

先日公表されました実務対応報告公開草案第6号につきまして、以下の通りコメント致します。

【繰延税金資産のセグメント帰属について】

1. 繰延税金資産のセグメント帰属について、どのように考えればいいのか指針を明らかにして頂きたい。
2. セグメント情報に係る基準として、「セグメント情報の開示に関する会計手法」が挙げられますが、会計ビッグバン以降特に改正されておらず、新たにセグメント情報の対象となった科目について処理基準が不明確であるように思います。
3. 特に税効果会計の導入と一般の連結納税制度に伴い以下のような問題が生じると思われませんが処理基準が判然としません。
本件が今回の実務対報告の射程であるかどうかは疑義のあるところですが、かような問題があることについてご配慮願います。
 - (1)繰延税金資産は特定セグメントに帰属するのでしょうか、それとも全社資産となるのでしょうか？
 - A.連結納税主体については全社資産として考えるのが素直かと思いますが、連結納税会社以外の連結会社については特定セグメントに帰属させるのが妥当であるように思います。
 - B.一方で、未実現利益の消去など会社(セグメント)間の取引によって生じた繰延税金資産については、連結納税制度の利用によらず発生源である特定セグメントに帰属させるのが妥当であるように思います。
 - (2)回収可能性の判断とセグメント
連結納税主体に係る繰延税金資産について、その回収可能性の判断を監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に掲げる手順に従って処理した場合、計算過程において一次差異等の個々の属性が捨象されてしまうため特定セグメントを認識できません。従って、計算方法の制約から一律全社資産として認識せざるをえないように思います。
一方、上記(1)Aと同様、連結納税会社以外の連結会社については、特定セグメントに帰属させるのが妥当であるように思います。
 - (3)純額処理とセグメント
先に公表された実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」に関する問題ではありますが、当該文書のQ17に従って純額処理を行うと、連結納税主体の純額処理と連結納税会社以外の連結会社の純額処理が混在することとなり、結果としてセグメント帰属が混在してしまいます((1)(2)と同様)。
 - (4)今回の公開草案Q4のような事例で発生した「差額」のセグメント帰属はどうなるのでしょうか？直感的には全社資産であるように思いますが。
4. 以上各論ばかり申し上げましたが、ポイントはセグメント帰属に関する「首尾一貫した指針」が必要ではないかということです(「開示手法」の改正が必要かもしれません)。セグメント情報を見てセグごとのROAを計算したりして投資意思決定を行っている者も多いと思いますが、連結納税制度の導入等により混乱が生じるのではないかと思います。こうした混乱を防ぐためにもご検討をお願いしたいと思います。
(システム設計・開発の観点から見ても、もう少し実務指針内・間の整合性や業務の効率性についてご配慮賜りたいと思います)

以上拙い文章ではございますがよろしくお願い致します。

氏名:藤井 裕典 (Hironori Fujii)